

人間ドック利用助成が変わります

当組合では、疾病予防対策事業の一環として、また生活習慣病等の早期発見を目指して特定健康診査の項目を含んだ人間ドック利用助成事業を実施しています。

令和4年度から健診コースおよび助成額が次のとおり変更となりますので、十分ご留意のうえ受診してください。

また、対象となる健診機関については、当組合ホームページにてご確認ください。



人間ドックについて
詳しくはこちら

【利用助成対象者および助成金額】

令和4年度から短期人間ドック(宿泊)・脳ドック・PETドックの健診コースが廃止となり、助成金額は健診料金に対する割合制から定額制に変更となります。

令和3年度(変更前)	令和4年度(変更後)		
コース名	コース名	対象者	助成金額
短期人間ドック(日帰り)	短期人間ドック	30歳以上の組合員および被扶養者(任意継続組合員等を含む)	一律 22,000円
短期人間ドック(宿泊)			
脳ドック	脳併診ドック	30歳以上の組合員および被扶養者(前年度特定健診受診者)	一律 36,000円
脳併診ドック			
PETドック	PET併診ドック	50歳以上の組合員	一律 66,000円
PET併診ドック			

※婦人科検診などのオプション検査は、全額利用者負担となります。

【利用方法】

1 予約

希望する健診機関に直接予約してください。その際、必ず当組合の組合員(任意継続組合員)またはその被扶養者であること(組合員証・任意継続組合員証の記号・番号)を申し出てください。

2 承認申請の手続き

● 組合員およびその被扶養者の方

「人間ドック利用承認申請書」に必要事項を記入のうえ、共済事務担当課をとおして当組合に提出してください。

● 任意継続組合員およびその被扶養者の方

当組合医療健康課まで直接ご連絡ください。「人間ドック利用承認申請書」をご自宅宛てに送付しますので、申請書に必要事項を記入のうえ直接当組合医療健康課へ提出してください。

3 承認書の提出

当組合が交付する「人間ドック利用承認書」および「組合員証(任意継続組合員証)」を、当日健診機関に提出してください。

【注意事項】

● 申請書は、予約後、速やかに提出してください。提出期限は、人間ドック利用日の31日前(当組合必着)となりますので、組合員の方は、利用日の5週間前(35日前)までに共済事務担当課へ提出してください。

※31日前までに申請書を提出されない場合、利用日を変更していただくことがあります。

● 利用日の取消や受診コースの変更については、速やかに予約した健診機関および共済事務担当課(任意継続組合員の方は当組合医療健康課)までご連絡ください。

● 「人間ドック利用承認書」は、利用日の2週間前までに随時送付しますので、紛失することのないよう大切に保管してください。

● 人間ドックを受診する方は、所属所が行う定期健康診断や住民健診とあわせた特定健康診査および医療機関での特定健康診査は受診できません。人間ドックと重複して受診した場合は、助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。